

イスラエル国内における PCR 検査について
(2021年8月10日現在)

在イスラエル日本国大使館

イスラエルの出入国に当たり、PCR 検査を受検する必要があります。

イスラエル国内での PCR 検査方法や留意点等について、御参考までに、8月10日現在、当館にて把握している内容を下記のとおり御案内いたします。

PCR 検査を受検される際には、各自本文掲載のウェブサイト等で最新の内容を確認してください。

なお、4月19日以降、日本に入国する方については、検疫における検査証明の確認が一層厳格化されています。厚生労働省の検査証明所定フォーマットの記載項目に比して検査証明の内容に不備がある場合には、航空便への搭乗が拒否されますので、以下1(2)のとおり、御注意願います。

1 イスラエルを出国する場合

新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了せずにイスラエルを出国する方は、出国先を問わず、航空機の離陸前72時間以内に実施した PCR 検査の陰性証明を携行・提示する必要があります。PCR 検査は医療機関や民間の検査機関で受検する必要があり、有料です。

PCR 検査を受ける際、医療機関等から航空券及び旅券を持参することが求められる場合が多いことに留意する必要があります。

イスラエルの新型コロナウイルス・ワクチン接種証明又は回復証明を所持する方については、イスラエル政府からは出国前72時間以内の PCR 検査受検・陰性証明携行は求められませんが、渡航先国で要求される場合があります。イスラエル出国又は渡航先国への入国の何日前までの受検が必要かは、渡航先によって異なりますので、渡航先国の関係機関ウェブサイト等で確認してください。

【参考1】保健省ホームページ PCR 検査を受検可能な医療機関リスト

<https://www.gov.il/en/Departments/Guides/flying-to-israel-guidelines?chapterIndex=4>

この他、当館にて確認した PCR 検査を受検可能な医療機関は、以下のとおり。

・ Raphael Hospital

Atidim Park, Building No.3, Tel Aviv

TEL: 03-7752100,
054-6608924 (Dalia Petropouliadis, Admin. Director of International
Department)
URL: <https://www.raphaelhospitals.co.il/international-department/>

- ・ American Medical Laboratories
37 Havatzelet Hasharon St., Herzliya Pituach
TEL: 050-8511126 (Mr. Bar)
URL: <https://www.aml.co.il/en/>

(2) 日本へ帰国される方におかれては、上記【参考1】に掲げる医療機関のうち、以下のア～カの計6機関のいずれかで、それぞれについて記載した手順により検査を受けていただく必要があります。他の機関で検査を受けて検査証明を携行・提示しても、乗継地での搭乗又は日本への上陸を拒否されますので、御注意ください。

これらの医療機関での受検が困難な事情のある方は、大使館領事班にEメール (ryouji@tl.mofa.go.jp) で個別に御相談いただくようお願いします。

ア American Medical Laboratories (ヘルツェリア)

① 検体採取及び結果通知については PRIVATREAT 社が担当しているので、以下の電話番号で PCR 検査の予約を取り、検査日に旅券を持参して検査を受ける。

電話 050-8511126 (Mr. Bar)

検査場所 39 Hama' apilim Street, Herzliya Pituach

URL <https://www.privatreat.co.il/>

② 検査証明がEメールで送信されてくる。

③ 検査結果が陰性であることを確認の上、以下の American Medical Laboratories 用の日本政府所定フォーマットを印刷し、記入見本に従い、人定事項等を御自身で記入する。

(American Medical Laboratories 用フォーマット及び記入見本)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184810.pdf>

④ 記入済みのフォーマットを PDF ファイルで以下のアドレスにEメールで送信する。その際、医師の署名と医療機関印の押印以外は、何も記入・追記しないよう念押しする。

privatreat@gmail.com

⑤ 医療機関が同フォーマットに医師の署名及び医療機関印を押印の上、PDF

ファイルで返信してくるので、印刷・保存しておく。

⑥ 返信を受けたら、同フォーマットの採取検体の欄（黒枠内左側）の「唾液 Saliva」欄の口にレ印がないことを確認する。レ印が付されている場合は、レ印なしの証明書の再作成を依頼する。

⑦ 日本への帰国の際は、当該医療機関の独自様式の検査証明、記入・押印済みの日本政府所定フォーマットの両方を携行する。不要の混乱・トラブルを避ける観点から、イスラエル出国時は医療機関の独自様式の検査証明、乗継時及び日本入国時は日本政府所定フォーマットのみを、それぞれ提示する。

イ Hadassah Medical Center Ein Kerem (エルサレム)

ウ Hadassah Medical Ramat Gan (ラマット・ガン)

① 受検希望先医療機関の PCR 検査の予約を取り、検査日に旅券を持参して検査を受ける。

② 当該医療機関の独自様式の検査証明がEメールで送信されてくる。

③ 検査結果が陰性であることを確認の上、受検した医療機関用のフォーマットを印刷し、記入見本に従い、人定事項等を御自身で記入する。

(Hadassah Medical Center Ein Kerem 用フォーマット及び記入見本)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184811.pdf>

(Hadassah Medical Ramat Gan 用フォーマット及び記入見本)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184812.pdf>

④ 記入済みのフォーマットを PDF ファイルで以下のアドレスにEメールで送信する。その際、医師の署名と医療機関印の押印以外は、何も記入・追記しないよう念押しする。

mziv@hadassah.org.il 及び

kristinag@hadassah.org.il

⑤ 医療機関が同フォーマットに医師の署名及び医療機関印を押印の上、PDF ファイルで返信してくるので、印刷・保存しておく。

⑥ 返信を受けたら、同フォーマットの採取検体の欄（黒枠内左側）の「唾液 Saliva」欄の口にレ印がないことを確認する。レ印が付されている場合は、レ印なしの証明書の再作成を依頼する。

⑦ 日本への帰国の際は、当該医療機関の独自様式の検査証明、記入・押印済みの日本政府所定フォーマットの両方を携行する。不要の混乱・トラブルを避ける観点から、イスラエル出国時は医療機関の独自様式の検査証明、乗継時及び日本入国時は日本政府所定フォーマットのみを、それぞれ提示する。

エ Rambam Health Care Campus (ハイファ)

オ Raphael Hospitals (テルアビブ)

- ① 受検希望先医療機関の PCR 検査の予約を取る。
- ② 受検する医療機関用のフォーマットを印刷し、記入見本に従い、人定事項を御自身で記入する。

(Rambam Health Care Campus 用フォーマット及び記入見本)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184813.pdf>

(Raphael Hospitals 用フォーマット及び記入見本)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100184814.pdf>

- ③ 検査日に記入済みのフォーマット及び旅券を受検する医療機関に持参し、同フォーマットを提出する。その際、同フォーマットの採取検体の欄（黒枠内左側）の「唾液 Saliva」欄の口にレ印を付さないよう念押しする。
- ④ 検査結果が判明した後、医療機関が同フォーマットに結果判明日及び検体採取日時を記載し、医師の署名、医療機関印を押印の上、当該医療機関の独自様式の検査証明とともに PDF ファイルで返信してくるので、印刷・保存しておく。
- ⑤ 返信を受けたら、同フォーマットの採取検体の欄（黒枠内左側）の「唾液 Saliva」欄の口にレ印がないことを確認する。レ印が付されている場合は、レ印なしの証明書の再作成を依頼する。
- ⑥ 日本への帰国の際は、当該医療機関の独自様式の検査証明、記入・押印済みの日本政府所定フォーマットの両方を携行する。不要の混乱・トラブルを避ける観点から、イスラエル出国時は医療機関の独自様式の検査証明、乗継時及び日本入国時は日本政府所定フォーマットのみを、それぞれ提示する。

カ Ichilov (Sourasky Medical Center) (テルアビブ)

- ① 受検
 - (a) 病院に赴いて PCR 検査を受検する場合、事前予約は不要です。検査を行っている時間（日曜日～木曜日の 15:00～17:45 又は金曜日の 08:00～09:45。金曜日午後及び土曜日は休診。）に MALRAM (Medical Services for Travelers) の受付に旅券（IDカード所持者は IDカードも要提示）を持参して受検してください。受付時にイスラエルの携帯電話番号と Eメールアドレスを教示の上、支払いを済ませます。
 - (b) 自宅等で検体を採取する出張サービスを利用する。
申し込み連絡先電話番号 0779725692
(出張サービスの案内)

<https://movement4life.co.il/corona-test/>

② 検査当日、検査の終了後に、検査を受けたことを証明できる文書（検査費用の領収書、SMSによる検査完了連絡等）を持参して大使館領事窓口に立ち寄り（Ichilov 病院から大使館までは徒歩 3～4 分の距離。）、記載事項の不足を補うために大使館が発行する補足文書を受け取る。

（c）の出張サービスを受ける場合には、補足文書の受取方法について、大使館領事班（ryouji@tl.mofa.go.jp）に相談する。

③ 以下の Ichilov 病院ホームページの画面右側から、旅券番号（又は ID 番号）及び生年月日を入力し、送信ボタンを押すとコード番号が携帯電話に送信されてくるので、検査結果を保存・印刷する。

（beWell のサインインページ）

<https://www.tasmc.org.il/Be-Well/Pages/Login.aspx>

④ 日本への帰国の際は、検査証明、補足文書、上記③の Eメール又は SMS を全て携行する。不要の混乱・トラブルを回避する観点から、イスラエル出国時は検査証明のみ、乗継時及び日本入国時は検査証明、補足文書、Eメール又は SMS を全て提示する。

（3）上記の医療機関以外にも、テルアビブ（ベン・グリオン）国際空港では民間の PCR 検査施設（CHECK2FLY）が稼働しています。ただし、同施設の検査証明は厚生労働省所定のフォーマットの記載項目を満たしていないので、日本へ帰国される場合は御利用いただけず、日本以外の第三国に渡航する場合のみの御利用となります。

同施設の検査は、同空港敷地内のタマールゲート（駐車場）及び第 3 ターミナルのフライト到着階（03 ゲート入り口付近。検査予約通知を提示することで、出国日前でも検査のために入構可。）で実施されます。受検には、事前にホームページから登録が必要です。搭乗便情報、旅券番号、支払い用のクレジットカード情報等を記入の上、検査希望日時（検査可能なスロットが画面上に表示）を指定します。予約完了の通知（メール）を提示することで、指定日時に受験が可能となります。検査費用は、結果が出るまで 14 時間程度を要する検査は 45 シェケル、4 時間以内に結果が出るクイック検査は 135 シェケルとなります。

【参考 2】CHECK2FLY（オンライン登録）

<https://check2fly.co.il/auth>

2 イスラエルに入国する場合

(1) イスラエルに向けて滞在国を出発する前 7 2 時間以内に PCR 検査を受検し、陰性証明を取得する必要があります。

(2) イスラエル国内で 2 回の新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者及び既に同ウイルスに感染して回復した者についても、一律に出発前の検査証明の取得が求められます。

(3) 空路のみならず、陸路及び海路で入国する者も、上記の出発前の検査証明を取得する必要があります（人道的又は特別な個人的必要性による入国の場合を除く。）。これに違反した場合、2,500 シェケルの罰金が科せられます。

また、イスラエルへ入国する者は、入国時に空港等で PCR 検査を行う必要があります（検査を実施する場所がない国境検問所経由で入国する場合、政府指定の隔離場所において実施。）、これに違反した場合には 3,500 シェケルの罰金が科せられます。

テルアビブ（ベン・グリオン）国際空港における検査料は、イスラエル入国前の事前予約及び前払いの場合 80 シェケル、事前予約なし及び検査場での支払いの場合 100 シェケルです（いずれもクレジットカード払い。）。6 月 15 日から、検査機関が「Omega」社から「Femi Premium」社に変わりました。同社の予約サイトは次のとおりです。

（Femi Premium 社の予約サイト）

<https://testngo.femi.com/en/sing-in>

（イスラエル空港当局：TEST & GO）

<https://www.iaa.gov.il/airports/ben-gurion/test-go/>

陸路検問所における検査料は 100 シェケルです。支払方法は、「Sheba-Target 社」のウェブサイト上で前払いするか、検問所における同社社員への支払いで、いずれもクレジットカード払いです。

（保健省発表、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/27052021-03>

3 隔離期間の短縮を目的とする PCR 検査

新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了していない方は、イスラエル（再）入国後、自宅等で隔離を行う必要があります（原則（再）入国日から 14 日間）。7 月 15 日（木）以降、次の方法でイスラエル（再）入国後 7 日目に 2 回目の PCR 検査を受検し、結果が陰性であれば、保健省からの短縮承認の連

絡を待つことなく隔離を終了することができます。

(1) イスラエルの保健維持機構 (HMO、クパットホリーム) に加入している方

加入している HMO 傘下の病院・クリニックで検査を受けることができます (有料)。

(2) HMO に加入していない方

ア ホームフロントコマンド (イスラエル国防軍の国内文民保護司令部) が市中各地に開設した検査場

6月26日から、ホームフロントコマンドは、再度、事前予約不要・無料の検査場を市中各地に開設しています。隔離中の方は、ドライブスルー形式の検査場 (検査場到着時に車両の窓を閉じておく) を利用することができます。タクシーで検査場に赴く場合には、乗車前に運転手に隔離中であることを伝え、後部座席に座り、走行中は窓を開けてください。

(ホームフロントコマンドの市中検査場案内: 英語、検査場リストはヘブライ語)

<https://www.oref.org.il/12610-17882-en/Pakar.aspx>

なお、7月15日以降、ビクロフェ (Bikurofe、民間の医療機関) を利用した隔離期間短縮のための2回目のPCR検査は受け付けていませんので、御注意ください。

イ 病院等の医療機関・検査機関

病院等の医療機関・検査機関での2回目のPCR検査受検は、近距離にドライブスルー形式のホームフロントコマンドの検査場がない場合の代替手段です。

なお、病院等でPCR検査の予約を取る際、イスラエル (再) 入国後の隔離期間短縮のための2回目のPCR検査であることを説明し、受検可能か否かをお問い合わせください。受検の予約がとれ、病院等に出向く際は、マスクを着用し、公共交通機関を利用しないでください。

【参考3】保健省発表: 隔離期間の短縮、ヘブライ語

<https://www.gov.il/he/departments/news/14072021-05>

4 新型コロナウイルス・ワクチンを接種していない方及び12歳未満の子どもがグリーンパス対象施設等を利用する場合の迅速検査

新型コロナウイルス・ワクチンを接種していない方及び12歳未満の子どもがグリーンパス対象施設等を利用する場合には、利用前24時間以内に実施する迅速検査の陰性証明を提示する必要があります。

迅速検査を受けられるのは、HMO（保健維持機構、クパット・ホリーム）傘下の病院・クリニックではなく、所定の検査施設（以下 URL のヘブライ語リスト）となります。検査費用は有料です（12歳未満の子どもに対する迅速検査の検査料は無料です。）。

（保健省 Rapid (Antigen) Test for Diagnosing Coronavirus、英語）

<https://www.gov.il/en/Departments/General/corona-fast-check-public>

（The list of Ministry of Health-approved rapid test providers、ヘブライ語）

https://www.gov.il/BlobFolder/generalpage/corona-fast-check/he/subjects_corona_fast-check_corona-fast-checkers-list.pdf